

令和6年第3回稲城市教育委員会定例会

1 令和6年3月19日、午後2時00分から、市役所6階 601・602会議室において、令和6年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

白井 妙子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 佐藤 由美子

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第12号議案

「令和6年度稲城市教育委員会職員の人事について」

(5) 日程第5 第13号議案

「稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」

(6) 日程第6 第14号議案

「稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」

(7) 日程第7 第15号議案

「稲城市立小・中学校学校医等（令和6年度）の委嘱について」

- (8) 日程第8 第16号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和6年度）の
任命について」
- (9) 日程第9 第17号議案
「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度稲城市
公立学校管理職（校長・副校長）の人事についての一部変更）」
- (10) 日程第10 報告事項

教育総務課長 開催に先立ちまして、出席説明員のうち、生涯学習課公民館担当課長は欠席となっておりますことをご報告いたします。
それでは、教育長お願いいたします。

教育長 ただ今から、令和6年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、三戸委員にお願いいたします。
次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 令和6年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について

学務課長 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
2 学校給食費未納者への対応について
3 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
4 第3回稲城市立学校学区変更検討会について
5 令和5年度 第2回稲城市学校保健連絡会について
6 令和5年度児童・生徒数・学級数（令和6年2月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について

- 4 その他について
- 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（1月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 生涯学習課利用統計について（公民館2月分、i プラザ1月分）

- 学校給食課長
- 1 令和5年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会会長会について
 - 2 学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 3 令和5年度第2回稲城市栄養連絡会について
 - 4 令和5年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 5 令和5年度第2回稲城市学校保健連絡会について（再掲）
 - 6 施設見学について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況（令和6年2月）について

教育長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第12号議案、日程第7 第15号議案から日程第10 報告事項までを先に行い、その後、日程第5 第13号議案及び日程第6 第14号議案を行うことといたします。

それでは、日程第4 第12号議案、日程第7 第15号議案から日程第10 報告事項までを議題といたします。

第12号議案、第15号議案から第17号議案まで、及び報告事項は人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案、第15号議案から第17号議案まで、及び報告事項までは非公開審議といたします。

 これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※全課長及び傍聴者は退室する。

(これより第12号議案、第15号議案から第17号議案まで、及び報告事項は非公開審議)

非公開審議

(これにて第12号議案、第15号議案から第17号議案まで、及び報告事項までの非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※全課長及び傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

 これより、第12号議案「令和6年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

 次に、第15号議案「稲城市立小・中学校学校医等（令和6年度）の委嘱について」を採決いたします。

 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

 次に、第16号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和6年度）」

の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第17号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事についての一部変更）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第5 第13号議案「稲城市立 i(あい)プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、行政デジタル化や行政手続きの簡素化による市民の負担軽減・利便性向上を図るため、「行政手続きにおける押印の見直しに向けた新たな方針」を改正し、令和6年4月1日より請求書等の支払根拠となる手続きについても押印を省略することが可能となったことから、iプラザの利用手続きに必要な様式の改正をする必要があるため、提出するものです。

詳細につきまして、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案概要説明書をご覧ください。

はじめに、概要でございます。本案は、行政デジタル化や行政手続きの簡素化による市民の負担軽減・利便性向上を図るため、令和4年2月に市長部局が策定した「行政手続きにおける押印の見直しに向けた新たな方針」が令和5年10月に改正され、令和6年4月1日より請求書等の支払根拠となる手続きについても、新たに押印を省略することが可能となったことから、iプラザの利用手続きに必要な様式の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

様式第16号（第14条関係）の「印」の文字を削らせていただきます。

施行期日等でございます。

こちらの規則は、令和6年4月1日から施行いたします。

この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の様式の規定による

用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができますものときせていただきます。

続きまして、1ページをおめくりいただき、新旧対照表をご確認ください。

向かって右側に旧の様式がございまして、上から2段目の代表者氏名の右に「印」という文字が入っておりますが、左側の新に変わりました、「印」の文字が消えるという形のものでございます。

ご説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第13号議案「稲城市立i(あい)プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第14号議案「稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、行政デジタル化や行政手続きの簡素化による市民の負担軽減・利便性向上を図るため、「行政手続きにおける押印の見直しに向けた新たな方針」を改正し、令和6年4月1日より請求書等の支払根拠となる手続きについても押印を省略することが可能となったこと等から、公民館の利用手続きに必要な様式を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 続きまして、私からご説明をさせていただきます。

お手元に、議案概要説明書をご用意いただきますようお願いいたします。はじめに概要から申し上げます。

本案は、行政デジタル化や行政手続き簡素化による市民の負担軽減・利便性向上を図るため、令和4年2月に市長部局が策定した、「行政手続きにおけ

る押印の見直しに向けた新たな方針」が令和5年10月に改正され、令和6年4月1日より請求書等の支払根拠となる手続きについても、新たに押印を省略することが可能となったこと、及び消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されたことに伴い、公民館の利用手続きに必要な様式の改正を行わせていただくものでございます。

続いて改正内容でございます。様式第2号（第7条関係）。適格請求書の確認欄等を加えるほか、文言の整理を行わせていただきます。

また、様式第8号（第13条関係）、こちらも先ほどの改正と同じく「印」の文字を削らせていただくものでございます。

施行期日等でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行いたします。

この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の様式の規定による用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができるとさせていただきます。

続きまして、新旧対照表のほうをお開きください。

右側が旧のもの、左側が新のものとなっております、若干、欄が大きくなり書きやすくなっているのが、見ていただけたと思います。また、ご説明の中で触れさせていただきました適格請求書については、この表のように、上から2段目の右側に要・不要というチェック欄を設けております。今までは旧の様式で、欄外のところにそういった部分を記載していたわけですが、こういった欄を設けて、分かりやすく書きやすくしていこうという形の改正でございます。ないから困るというわけではありませんが、よりよくしようということでございます。

続きまして、こちらの中では、中段のあたりから記載があるかと思うんですけれども、時間が9時から正午とか、具体的に記載されています。右側の旧のほうを見ていただきますと、今までは午前とか午後①、午後②というように書いてありますが、自分の時間がなんだっけなというようなことで、分からなくなるようなお話も伺っておりましたので、そうした部分も書いていただく方の立場に立って、改善を図るということです。文言の修正という説明をさせていただきましたが、改正をさせていただきたいというものでございます。

こちらの様式については、そういった部分を修正させていただきました。

また、1ページお進みください。こちらが第8号の第13条関係で、先ほどと同様の部分で、右側の代表者氏名の欄にある「印」の文字が、左側の新の欄ではなくなっているといった部分が改正される内容となっております。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第14号議案「稲城市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後3時3分閉会)